

横浜市生活環境の保全等に関する条例第 65 条に基づく 土地の形質の変更届出書作成の手引き

令和 7 年 4 月

横浜市みどり環境局水・土壤環境課

1 横浜市生活環境の保全等に関する条例について

横浜市生活環境の保全等に関する条例(以下「市条例」という)が平成 24 年 10 月1日に改正され、特定有害物質使用等事業所(※1)を廃止する場合(第 64 条の2)や土壤汚染のおそれのある土地の形質の変更が行われる場合(第 65 条)には、土地の所有者等(※2)が土壤汚染状況調査を行うことが義務づけられました。その後、条例改正され、平成 31 年4月1日に施行されました。

この調査で土壤に含まれている有害物質の量(含有量)や土壤から有害物質が溶け出す量(溶出量)が基準を超えていることがわかった場合には、横浜市がその土地を「条例要措置区域」又は「条例形質変更時要届出区域」に指定し、台帳を作成して、その情報を公開します。

※1 市条例第2条第 17 号に規定する特定有害物質(別表参照)若しくは当該物質を含む個体若しくは液体の製造、使用、処理、保管若しくは貯蔵を行う事業所(過去に行った事業所を含む)。ただし、市条例が改正施行された平成 24 年 10 月1日以前に廃止した事業所は該当しません。

※2 「土地の所有者等」とは、市条例の対象となる土地の所有者、管理者又は占有者。土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものです。通常は土地の所有者が該当します。

所有者等に所有者以外の管理者又は占有者が該当するのは、土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて土地の掘削等を行うために必要な権原を有するものが、所有者ではなく管理者又は占有者である場合です。

2 届出の対象となる土地の形質の変更

(1) 特定有害物質使用等事業所の敷地における土地の形質の変更

形質変更を行う面積の大小によらず、すべての土地の形質の変更が届出対象になります。

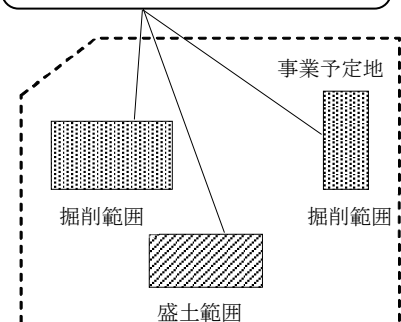
(2) 特定有害物質使用等事業所の敷地以外における土地の形質の変更

形質変更面積が 2,000 m²以上の場合(右下図参照)、届出の対象になります。

ただし、土地の形質の変更が次のいずれかに該当する場合は、届出は不要です。

- ① 土壤汚染対策法(以下「法」という。)第3条第7項(法第3条ただし書の確認を受けた土地での 900m² 以上の形質変更)、第4条第1項に基づく届出対象となる土地の形質の変更(形質変更の規模が 3,000 m²以上または有害物質使用特定施設に係る土地での 900m² 以上の形質変更)である場合
- ② 法に基づく要措置区域又は形質変更時要届出区域内で適法に行われる行為である場合
- ③ 市条例に基づく条例要措置区域又は条例形質変更時要届出区域内で適法に行われる行為である場合
- ④ 以下のいずれにも該当する場合
 - ア 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外(当該土地の形質の変更の場所の全部が事業所の敷地内である場合にあっては、当該事業所の敷地外)へ搬出しない
 - イ 土壤の飛散又は流出を伴わない
- ⑤ 農業を営むために行われる行為であり、④アに該当する場合
- ⑥ 林業の用に供する作業路網の整備であって、④アに該当する場合
- ⑦ 土壤又は地質調査のための試料採取を行う場合
- ⑧ 非常災害時の必要な応急措置として行われる場合
- ⑨ 法施行規則第 25 条第5号の規定により市長が指定した土地における形質の変更

一体としてみなされる形質変更について、その面積の合計が 2000 m²以上となる場合、届出が必要となります。



なお、市長が、汚染のおそれの判断を行っていない範囲について、計画を変更し、新たに掘削範囲等が追加される場合は、届出書の再提出が必要です。

事業内容が確定していない場合は、掘削範囲等を広めに届出を行うことをおすすめします。

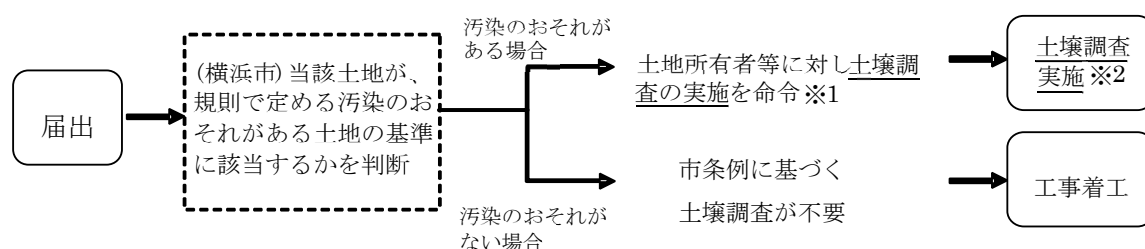
3 届出を行う者及び届出の期限

届出者は、「土地の形質の変更をしようとする者」です。当該工事の施行に関する計画の内容を決定する者が該当します。一般的には、土地を借りて開発を行う場合は開発事業者が、請負工事の場合は発注者が届出者となります。

届出書の提出は、**土地の形質の変更に着手する日の 30 日前まで**に行う必要があります。「着手する日」とは、実際に現場で形質の変更を行う日のことをいいます。

4 届出の流れ

届出の流れは、以下のようになります。行政保有情報から、その土地に特定有害物質による汚染のおそれがあると判断された場合は、土壤汚染状況調査を行っていただくことになります。



※1 届出に係る形質変更は、土壤調査に係る一連の手続きが完了した後に行ってください。なお、調査の結果、汚染が判明した場合は、その状況に応じて形質変更制限が発生します。

※2 市条例に基づく土壤調査が不要とされた場合でも、当該土地に土壤汚染が存在しないことが保証されるものではありません。

※3 条例第 65 条第1項の届出に併せて、指定調査機関に調査させた条例第 65 条に基づく条例土壤汚染状況調査結果報告書(細則第7号様式の8)を提出することができます。

当該土壤汚染状況調査の結果について土壤汚染状況調査の方法や結果に不備がある場合や、土地の形質の変更に着手する時点の土地の汚染の状態を反映していないものについては、法に定める方法での調査が実施されたとはいえないため、条例第 65 条第 2 項に基づく調査結果の提出がされていないものと考えられ、汚染のおそれがあると判断された場合は、土壤汚染状況調査を行っていただくことになります。

5 届出に必要な書類

□土地の形質の変更届出書(細則第 7 号様式の 7)

※様式は本市ウェブページからダウンロードできます。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/dojoosen/yoshiki/jorei.html>)

□土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図

- ・ 形質変更をしようとする場所の位置図・案内図(公図の写しを参考に土地の地番を明記する)
- ・ 形質変更範囲の面積の計算根拠及び掘削範囲、盛土範囲を示した平面図
- ・ 形質変更の深さを示した立面図及び断面図

□土地の形質を変更しようとする当該土地の所有者等の名称及び住所を確認できる書類(登記事項証明書など(最新のもの、コピー可))

□土地の形質を変更しようとする者が、指定調査機関による土壤汚染状況調査結果を添付する場合で、当該土地の所有者等でない場合は、土壤汚染状況調査結果を報告することについて土地所有者全員が同意する旨の同意書

6 汚染のおそれの判断基準

市条例施行規則第 59 条の 14 に基づき判断します。

- ① 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- ③ 特定有害物質使用等事業所の敷地である土地であること。
- ④ ②③に掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。

7 その他

形質変更時の土木・建築工事等により発生する排水(湧水・雨水・工事用排水等)について公共下水道を一時的に使用する場合は、事前に公共下水道一時使用許可申請書を提出し、土木事務所長の許可を受ける必要があります。(横浜市下水道条例第 17 条第 3 項)

なお、形質変更時の土木・建築工事等により発生する排水が次の届出要件に該当する場合は、担当部署へお問合せください。

排出先	下水道	公共用水域(河川・海域)
届出要件	・50m³/日以上排出する場合 ・水質基準に適合しない工事排水を排出する場合	・10m³/日以上排出する場合
水質基準	・pH:5を超え9未満 ・その他の項目:下記を参照 <u>横浜市下水道条例第6条</u> https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00000837.html#e000000351	・pH:5.8 以上 8.6 以下 ・その他の項目:下記を参照 <u>規制基準(排水) 横浜市</u> https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/suishitsu/jyoureimizu/kiseikijyun.html
担当部署	下水道河川局水質課工場排水担当 (電話:045-671-2835) <u>工事排水(公共下水道への排水)</u> https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/minasama/todokede/gesui_koujishaisui.html	みどり環境局水・土壌環境課水質担当 (電話:045-671-2489) <u>工事排水(河川・海域への排水)</u> https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/suishitsu/jyoureimizu/koujishaisui.html

別表 対象物質と基準

令和3年4月1日改正

特定有害物質(法第2条)		指定基準(法第6条第1項第1号)		地下水基準 (施行規則 別表第一) (単位:mg/L)
		土壌溶出量基準 (単位:mg/L)	土壌含有量基準 (単位:mg/kg)	
揮発性有機化合物・第1種	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下
	1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下
重金属等・第2種	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.003 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
	水銀及びその化合物	0.0005 以下、 かつアルキル水銀は検 出されないこと	15 以下	0.0005 以下、 かつアルキル水銀は検 出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4000 以下	0.8 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4000 以下	1 以下
農薬等・第3種	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオ ン、メチルジメトン、及びEPN)	検出されないこと	—	検出されないこと

《記載例》

細則第7号様式の7(第2条第18号の7)

土地の形質の変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

横浜市長 殿

届出者 〇〇市〇〇区〇町〇-〇-〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇

氏名又は名称及び住所並びに法

横浜市生活環境の保全等に関する条例第 65 条第
について、次のとおり届け出ます。

地番(※登記簿謄本に記載されている土地
の所在地)が多数あり、記載しきれない場
合は、「代表的な地番ほか」と記載し、他の
地番を別紙に列記してください

土地の形質の変更の対象 となる土地の所在地	横浜市〇〇区〇〇五丁目2524番 外3筆 (地番) (別紙1のとおり) 横浜市〇〇区〇〇五丁目〇〇番地 (住所)	
土地の形質の変更の対象 となる土地の面積及び当 該土地の形質の変更に係 る部分の深さ	2,345平方メートル 最大掘削深度5メートル	・敷地がわかる平面図に掘削部分と盛土部 分を色分けして作成してください。 ・掘削の深度がわかる立面図及び断面図 を作成してください。 ・面積の根拠を鑑または平面図に記載して ください。(例:CAD、登記簿、求積図 等)
土地の形質の変更の場所	別紙2、3のとおり	
土地の形質の変更の着手 予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	
特定有害物質使用等事業所に該当する場合		
事業所の名称	〇〇株式会社	
使用等していた特定 有害物質の種類	ベンゼン	
連絡先	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇株式会社 〇〇 〇〇 電話番号 045-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

必ず、届出日から30日後以
降となります。

形質変更の対象地が特定有害物質使用等事業所
に該当する場合のみ記載してください。

(A4)

《土地の形質の変更の対象となる土地の所在地》（様式に地番が書ききれない場合） 別紙1

横浜市〇〇区〇〇五丁目2524番、2525番1、
2525番2、2526番

《土地の形質の変更の場所》

別紙2

平面図

公図の写し等を利用し、土地の地番を記入してください。上記の場合、五丁目 2525 番1は形質変更の対象外となります。

掘削・盛土範囲が未定の場合は、敷地全体を掘削する予定として届出をすることもできます。工事の予定変更により、届出を行わなかった土地(上記の白い部分)で形質の変更を行おうとする場合や盛土部分で掘削を行おうとする場合は、届出書の再提出が必要となります。

※添付された図面は、文書開示請求の対象になります。建物の名称などが、第三者に開示されると支障がある場合は、建物名等を記載しないようにしてください。

立面図及び断面図



※ 本記入例の添付図面は、参考例です。全てを表すことが出来ていれば一枚の図面で構いません。

※ 市販の地図等を利用する場合は、著作権者の承認が必要な場合があります。

《同意書の例：土地の形質の変更の実施の届出に併せて土壤汚染状況調査の結果を報告する場合》

同意書	
私は、私が所有する次の土地について、下記の者が<u>土壤汚染状況調査結果の報告を行うこと</u>について、同意します。	
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地(地番)	横浜市中区△町五丁目△△番1、△△番2、△△番3
土地の形質の変更を行う者	〇〇市〇〇区〇町〇-〇-〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇年〇〇月〇〇日	
土地所有者 横浜市中区〇〇町1234番 株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇〇〇 印	

「別紙の通り」と記載し、別紙に一覧表または地図を添付することもできます。

細則第7号様式の7の届出者の名称と同じになります。

《当該土地の所有者等を説明する書類の例》

土地所有者等の一覧			
土地の所在地(地番)	土地の所有者等の名称及び住所		
中区△町五丁目 2524 番	西区▽町 100 番地	株式会社〇〇〇〇	代表取締役 ◇◇ ◇◇
中区△町五丁目 2525 番 1	西区▽町 100 番地	株式会社〇〇〇〇	代表取締役 ◇◇ ◇◇
中区△町五丁目 2525 番 2	西区▽町 100 番地	株式会社〇〇〇〇	代表取締役 ◇◇ ◇◇
中区△町五丁目 2526 番	南区○町 200 番地	◎◎ ◎◎(個人名)	

※土地の形質を変更しようとする当該土地の所有者等の名称及び住所を確認できる書類を添付してください。(登記事項証明書など(最新のもの、コピー可))

問い合わせ先

横浜市 みどり環境局 環境保全部 水・土壌環境課 土壌対策担当

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10(横浜市庁舎 27F)

TEL:045-671-2494 FAX:045-671-2809

E-mail: mk-dojo@city.yokohama.lg.jp

※相談や届出の際に窓口でお待たせしないために電話での事前予約に御協力をお願いします。